

# 青パト実施要領

乙月自治会

## パトロール方法

- ・都合の良い時間帯に乙月自治会管内を車でパトロールします（1回30分程度）。
- ・パトロール実施時は、青色回転灯とマグネットシートを装着し、徐行速度（20～30km/h）で走行します。
- ・ガソリン代は自治会から実費をお支払いします。

## 記録について

- ・パトロール実施の都度、「青パト報告用紙」にパトロールした日時と走行距離（km）を記入して下さい。異常を発見した場合は、不審者情報、不審車両の駐車位置、ナンバー、その他気付いた事を記入して下さい。
- ・1か月分のデータは、翌月の5日を目途に連合会事務局（[chiharadai-jck@juno.ocn.ne.jp](mailto:chiharadai-jck@juno.ocn.ne.jp)）あてに送付します。
- ・市原市から月に4回以上のパトロール実施で1,000円、6回以上で1,500円、8回以上で2,000円の助成金があります（年間分をまとめて翌年の5月末頃に支払われます）。

## 非常事態に遭遇したら

- ・無理・無謀な追跡などはせず記録に留め、警察に連絡ください。
- ・通報の際には「ちはら台乙月自治会青色パトロール隊の〇〇」と名乗ってください。

## その他

- ・パトロールに夢中になりすぎて交通事故などを起こさないように、車の運転第1をお願いします。
- ・マグネットシートは2つ折りにしないで下さい。また、車のボディが汚れていたりスピードを出しすぎると落ちてしまいますので、ご注意下さい。悪用されるケースが考えられますので、盗難、紛失には十分注意して下さい。
- ・継続実施者は、3年に一度、青パト講習会を受講して下さい。

**青パトにご協力いただける方は、お近くの役員にお知らせ下さい。**